

市第74号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成24年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 3 章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第25条中「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「、第 3 項及び第 4 項」を「及び第 3 項」に改める。

第27条の見出しを「（助成金支給書類の提出）」に改める。

第29条の見出し及び同条第 1 項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第 2 項中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

第30条第 1 項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同項第 3 号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第31条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第32条第 1 項中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改める。

第33条第 1 項中「及び法第54条第 2 項から第 4 項まで」を「並びに法第54条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第34条第 1 項中「第54条第 5 項」を「第54条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する必要がある
ので提案する。

参 考

特定非営利活動促進法施行条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

目次

（第1章及び第2章省略）

第3章 認定特定非営利活動法人及び~~特例認定特定非営利活動法
仮認定特定非営利活動法人~~
人（第21条—第31条）

（第4章及び附則省略）

第3章 認定特定非営利活動法人及び~~特例認定特定非営利活
仮認定特定非営利活動~~
動法人
法人

（認定の申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き）

第25条 法第54条第1項の規定による書類の備置きは、同条第4項
同条第5項
の規定による閲覧の請求があった場合において、直ちに閲覧させ
ることができる状態で行わなければならない。同条第2項（第1
号に係る部分を除く。）及び第3項
、第3項及び第4項の規定による書類の
備置きについても、同様とする。

（助成金支給書類の提出）
（助成金支給書類等の提出）

第27条 （本文省略）

（特例認定
仮認定
の申請等）

第29条 第21条の規定は、法第58条第1項の規定による~~特例認定~~
仮認定
を受けようとする場合について準用する。この場合において、第21
条中「同条第2項各号（同項ただし書に規定する場合にあっては
、同項第2号及び第3号）」とあるのは、「同条第2項第2号及
び第3号」と読み替えるものとする。

2 第22条の規定は法第62条において準用する法第49条第2項の規

定による公示について、第24条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第25条の規定は法第62条において準用する法第54条第1項から第3項までの規定による備置きについて、第26条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定による書類の提出について、第27条の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定による書類の提出について、前条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請等)

第30条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、同条第1項の認定にあつては同条第5項において準用する法第44条第2項各号に掲げる書類、法第63条第2項の認定にあつては同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、第19条第1項の申請書の提出に併せて市長に提出しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 法第44条第1項の認定又は法第58条第1項の特例認定の年月日及び有効期間

(第4号及び第2項省略)

(認定又は特例認定の取消しの公示)

第31条 (本文省略)

(電磁的記録による保存)

第32条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項 及び第3項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の備置きとする。

（第2項省略）

（電磁的記録による作成）

第33条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項 並びに法第54条第2項及び法第54条第2項か及び第3項 から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の作成とする。

（第2項省略）

（電磁的記録による縦覧等）

第34条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法 第54条第4項 第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。

市第74号

(第2项省略)